2023 年 7 月 28 日

コスモエネルギーホールディングス株式会社　株主各位

株式会社シティインデックスイレブンス

コスモエネルギーホールディングス株式会社に対する弊社による
大規模買付行為等趣旨説明書の提出について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

コスモエネルギーホールディングス株式会社（以下「コスモ社」といいます。）株式についての弊社の共同保有者である株式会社青山不動産及び野村絢氏は、昨日付けでコスモ社に対して大規模買付行為等趣旨説明書を提出いたしました。

弊社は、コスモ社の第 8 回定時株主総会後、コスモ社と株主価値向上策について対話をしてまいりました。そして、6 月 29 日には、弊社からコスモ社に対し、全ての株主の株主価値向上に資する「ある提案」をさせていただきました。これに対し、7 月 7 日、コスモ社から、取締役で議論した結果、その提案の関係先と話をさせていただきたいという回答がありました。しかしながら、その後、具体的に進展することはなく、7 月 14 日付け書簡により、弊社からコスモ社に対し、コスモ社に具体的な株主価値向上策がないのであれば、コスモ社の株価は割安に放置されていることから、大規模買付行為等趣旨説明書を提出させていただきたいと伝えました。

すると、7 月 18 日に、コスモ社から、総合的な株主価値向上策についての協議をしたいと考えているが、山田社長が 7 月 21 日まで海外出張であり、山田社長の意見を前提に取締役の意見もまとめたいと考えているので、大規模買付行為等趣旨説明書の提出は来週までお待ちいただくことはできないかとの連絡がありました。

これに対し、弊社は、7 月 19 日付け書簡により、「コスモ社が株主価値向上を実現することが最も重要なことであると考えていることから、お待ち申し上げることは吝かではないが、いたずらに時間が経過してしまうことを危惧している。コスモ社の大規模買付行為等に関する対応方針（本買収防衛策）に定められた手続きに則ると、コスモ社による弊社の大規模買付行為等趣旨説明書に対する取締役会評価期間は 60 日営業日以内となっているが、弊社らが大規模買付行為等趣旨説明書を提出してからコスモ社が評価をするのに 60 営業日（3 か月弱）もかかるというのは、コスモ社が弊社らを対象とする本買収防衛策を導入したのは半年前の本年 1 月であることや、その後のコスモ社と弊社とのやり取り等を勘案すると、大変長いのではないかと考えており、20 営業日（1 か月弱）もあれば十分ではないか。コスモ社がどうしても 60 営業日必要であるというのであれば、大規模買付行為等趣旨説明書の提出はお待ちするが、取締役会評価期間の 60 営業日は本日（7 月 19 日）よりカウントを開始していただきたい。」とコスモ社に伝えました。しかしながら、7 月

26日、コスモ社から取締役会評価期間を短縮するという約束はできないとの回答がありましたので、昨日、コスモ社に対して大規模買付行為等趣旨説明書を提出した次第です。

弊社といたしましては、コスモ社が、潜在的に高い価値のある再生可能エネルギー事業を営む子会社を保有しながら、長年にわたってPBRが1倍を割れているのは上場企業として恥ずべきことであり、コスモ社は、PBRが1倍を超えるような具体的な株主価値向上策を早急に公表すべきであると考えております。

敬具